

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 (該当する□にレを記入)  複合建築物の住宅部分  
 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画の評価方法 住宅部分：  
 (該当する□にレを記入)  誘導仕様基準  誘導仕様基準以外  
 非住宅部分：  
 モデル建物法  標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積 m <sup>2</sup>	別表4 3の(1)のア 円	別表4 3の(2)のア 円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の申請の場合 (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合) □にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 □共用部分を除く m <sup>2</sup>	別表4 3の(1)のイの(ア) 円(a)	別表4 3の(2)のイの(ア) 円(A)
	非住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表4 3の(1)のイの(イ) 円(b)	別表4 3の(2)のイの(イ) 円(B)
	合計 m <sup>2</sup>	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 「別表4」とは、西東京市手数料条例別表第3の4の部を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に西東京市手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。